



THE MOVEMENT

國際赤十字·赤新月運動



ICRC

赤十字運動

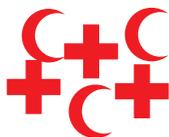
正式名称：国際赤十字・赤新月運動



ICRC

赤十字国際委員会

武力紛争やその他暴力を伴う状況下での支援・保護



各国赤十字・赤新月社

国内医療、自然災害時の支援



国際赤十字・赤新月社連盟

自然・人的災害、避難民、保健分野の活動を指揮・調整

世界最大の人道支援ネットワーク



©B.Heger/ICRC



ICRC

紛争

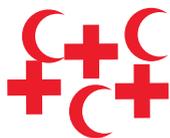
赤十字国際委員会(ICRC)は、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられている全ての人々の生命と尊厳を保護し、必要な支援を提供することをその人道的使命としています。「**紛争の犠牲となっている人々に寄り添い、人間の尊厳と生活を守る**」という理念のもと、暴力の応酬に苦しんでいる人々を支援・保護します。

世界の90カ国以上で、約1万8000の職員がさまざまな活動を展開しています。

(2024年8月末現在)

主な活動内容

- 敵対行為に参加しない、あるいはもはや参加していない人々の救援・保護
- 戦争捕虜・被拘束者の訪問
- 離散家族の連絡回復・再会事業
- 行方不明者の追跡調査
- 障がい者支援とソーシャルインクルージョン
- 国際人道法の普及
- 紛争地域における赤十字運動内の連携



+C
IFRC

平時・ 災害時

日本赤十字社など**各国の赤十字・赤新月社**は、赤十字の原則に基づいて、災害救護活動や保健・医療・社会福祉などそれぞれの国の実情に応じてさまざまな分野で活動しています。そして、**各国赤十字・赤新月社**の国際的な連合体として、**国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)**があります。

世界191の国と地域に広がる赤十字・赤新月社のネットワークを生かして活動しています。(2024年8月末現在)

主な活動内容

- ・ 災害対応
- ・ 地域に根差した医療サービス
- ・ 救護訓練・講習事業
- ・ 離散家族の安否調査
- ・ ボランティア活動
- ・ 血液事業
- ・ 国内における国際人道法の普及

人道の標章

「保護」と「表示」の役割



赤十字の標章は二つの役割を果たします。一つ目は「保護」の役割。戦争や紛争などで傷ついた人々と、その人たちを救護する軍の衛生部隊や赤十字の救護員・施設等を攻撃から守るために掲げられます。従って、紛争地でこの標章を掲げている病院や救護員等には、決して攻撃を加えてはなりません。これは、戦時のルールを定めたジュネーブ諸条約によって厳格に定められています。もう一つの役割は赤十字運動に属することを意味する「表示」です。

赤十字の標章は、1863年にジュネーブで開催された国際会議で採択されました。白地に赤の配色は、遠くからでも判別できるようにするためでした。

そして、「1864年のジュネーブ条約」が改正された1906年に、条約改正に関わっていた参加者たちがスイスに敬意を表し、赤十字はスイス国旗の配色を反転したものだ、と公式に宣言しました。

なお、多くのイスラム教国は「赤十字はキリスト教を連想させる」として「赤新月」を使用していますが、使用に際しての条件は赤十字と同等です。

白地に赤いひし形を配した「赤いクリスタル」は、全ての国家や赤十字・赤新月社が受け入れられる標章として2005年に新たに加わりました。



ICRC

赤十字国際委員会 駐日代表部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-36 レジデンスバイカウンテス #320

TEL : 03-6628-5450 / FAX : 03-6628-5451

ICRC駐日代表部

検索